

Topics

市からの お知らせ と ニュース

冬季伐採のお願い

高速道路沿いの土地所有者の皆様へ
 例年、中国道、尾道道、松江道では、冬季の降雪により、高速道路区域外から樹木・竹等が倒れ込み、高速道路の通行に支障を来たす事象が発生しています。
 そのため、高速道路内への倒れ込みの恐れがある樹木・竹等については、お手数をお掛けしますが、土地所有者の皆様で伐採していただくようお願いいたします。

なお、伐採に伴い、高速道路への影響が危惧される場合には、道路管理者までご相談ください。

また、道路巡回により、そうした状況を発見した場合は、通行の安全確保のため、伐採・排除させていただきますので、予めご了承ください。



西日本高速道路(株) 中国支社
 三次高速道路事務所
 ☎0824-62-5135
 国土交通省
 三次河川国道事務所
 ☎0824-63-4121

国民年金保険料追納のお知らせ

免除された保険料を追納すると、満額の年金額に近づけることができます
 保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合、老齢・障害・遺族の各基礎年金を受けるための資格期間について、保険料を全額納めた期間と同じとみなされますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。
 しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

○追納の方法と注意事項

- 追納を行う場合は、申し込みが必要です。お近くの年金事務所へ申し込みを行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、納付書が交付されます。交付された納付書で納付していただくこととなります(口座振替ならびにクレジット納付はできません)。
- 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています(例えば、平成28年4月分は平成38年4月末まで)。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成18年度の月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度の月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度の月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度の月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度の月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度の月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

なお、今年度中に追納していただく保険料は、次のとおりです。

- 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付することになります。
- 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、お早目の追納をお勧めします。

三次年金事務所
 ☎0824-6213107

住民基本台帳カードの電子証明書の発行を受けよう方へのお知らせ

平成27年12月22日をもって住民基本台帳カードの電子証明書を更新するサービスを終了しました。平成28年1月からは、新たな電子証明書が標準的に搭載されたマイナンバーカードの交付が開始されています。住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間満了日まで利用することが可能ですが、有効期間満了後、引き続き電子証明書を必要とされる場合は、マイナンバーカード(初回発行無料)を申請していただく必要があります。
 マイナンバーカードの交付は、申請後から約3週間から1か月程度の時間を要します。平成28年分の確定申告等で電子証明書をご利用になる場合は、余裕をもって早めにマイナンバーカードを申請していただくか、有効期間が満了する前に確定申告を行ってください。
 住民基本台帳カードをお持ちの方は、マイナンバーカードをお渡しする際に、回収させていただきます。

マイナンバーカード 臨時交付窓口開設のお知らせ



総合窓口課
 ☎42-5616 ㊟42-2130

開設日

- 12月8日(木) 17時15分～18時45分
- 12月10日(土) 8時30分～16時45分
- 12月11日(日) 8時30分～16時45分

受取場所

住所地の市役所窓口での受け取りとなります。

- ・本庁総合窓口課 ☎42-5616
- ・八千代支所 ☎52-2111
- ・美土里支所 ☎54-0311
- ・高宮支所 ☎57-0311
- ・甲田支所 ☎45-4111
- ・向原支所 ☎46-3111

対象者及びお持ちいただく物

- マイナンバーカードを申請された方のうち「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)」が届いている方
- ・個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)
- ・通知カード(個人番号を通知した紙のカード)

「広報あきたかた」についてご意見をお寄せください

【アンケート】

- 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

【受付】

メールもしくは、裏面の用紙にご記入いただき、本・支所へ設置してあります広報ご意見ポストへ投函ください。

安芸高田市企画振興部政策企画課
 jouhouka@city.akitakata.lg.jp

より良い紙面づくりにご協力お願いいたします。

- 通知カードを受け取られていない方
 ・通知書「通知カードを受け取られていない皆様へ」
 ・本人確認書類①(運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード等の顔写真付きの公的機関が発行しているものを1点)
 ・①の本人確認書類がない場合、本人確認書類②(健康保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証、預金通帳等を2点)
 ・印鑑
 ※代理人が受け取られる場合は、委任状、本人の確認書類、代理人の本人確認書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。